

## ◆台風第6号の影響による停電により被災されました方への救済措置について◆

この度の令和5年台風第6号の影響による停電により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府におきまして沖縄県10市9町15村に対し、災害救助法の適用がされています。(2023年8月5日時点)

那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、  
国頭郡: 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、  
中頭郡: 読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、  
島尻郡: 与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町

最新情報は下記よりご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### ●受けられる制度

#### ①保険証を紛失した場合

- ・再交付を致します。健保までご連絡をお願い致します。
- ・医療機関の窓口で氏名、生年月日、事業所を申し出ることにより受診が可能です。

#### ②保険料の納付期限について

任意継続の方の納付期限を延長させていただきます。

#### ③給付金支給について

被保険者から傷病手当金等の給付金の申請があった場合、速やかに審査をし支給させていただきます。

ご不明な点がございましたら健保までご連絡を頂きます様、よろしくお願ひ致します。

連絡先電話番号 ①②に関するお問い合わせ⇒日産健保適用係: **045-461-2351**

③に関するお問い合わせ⇒日産健保給付係: **045-461-2352**